

介護職員等特定処遇改善加算

鳥取福祉会の事業所は「介護職員等処遇改善加算ⅠまたはⅡ」を取得しております。

○「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善につきまして、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充を含め、これまで数次にわたる取り組みが行われてきましたが、新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)において「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

このことを受け、令和元年の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

当該加算算定のためには、下記の要件を満たしている必要があります。

介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ・現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・職場環境要件について、「入職促進に向けた取り組み」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの構成」の6つの区分から任意で3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取り組みを行うこと
- ・賃上げ以外の処遇改善の取り組みの見える化を行っていること

○職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に提示します。

区分	職場環境要件項目	該当項目
入職促進に向けた取組	職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施	・インターンシップ、学生介護体験 ・地域貢献活動(介護予防教室、認知症勉強会等)
資質の向上	・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ・エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入 ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保	・介護職員初任者、実務者研修、認知症研修資格取得推進、受講補助 ・介護支援専門員、主任介護支援専門員研修資格取得推進、受講補助 ・研修受講に伴うシフト調整 ・人財育成システムの構築、マニュアル、チェックリストの活用 ・各階層別研修、専門研修の実施
両立支援・多様な働き方の推進	・有給休暇が取得しやすい環境の整備 ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	・リフレッシュ休暇取得促進 ・安全衛生委員会設置 ・職場環境アンケートの実施 ・職員相談窓口設置
腰痛を含む心身の健康管理	・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	・介護技術研修実施 ・介護ロボット、リフト、福祉用具導入 ・就業前腰痛体操等実施 ・ストレスチェック実施 ・リスクマネジャー、苦情受付責任者の設置。分析、再発防止のシステム構築
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減	・記録システムの活用 ・センサー付きベッド導入